

平成 20 年度 連携・協力事業の実施状況について

教員養成専門部会

【プロジェクト名】 教育ボランティア活動

1 プロジェクトの目的・概要

佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会は、教員養成などを柱にした連携・協力協定の一環として、平成 17 年度から「教育ボランティア」活動を開始し、今年度は 3 年目を迎えた。受け入れ経験校は継続しての希望があり、学生のみならず児童、教職員にとっても貴重な機会となっていることが伺える。新規校もあり、この取り組みが県内に広がりつつあると言える。

当事業の主な目的は、以下の 2 点である。

教員志望の学生が、県内の公立小・中学校において、授業の補助や放課後の学習相談、学校行事の補助、部活動の支援、休み時間の遊びの相手など、様々な教育活動の支援をする。

教育現場におけるボランティア活動を通して、子どもを理解したり、子どもとのコミュニケーションの取り方等についての基本的事項を身に付けたりすることで、教職への資質や意欲を高める。

2 19 年度の実施経過

(1) 実施経過

平成 18 年度と同様、5 月から教育委員会において、各学校の派遣希望プランについて調査を行い、この結果について 6 月に大学で学生側に紹介し、活動希望等について把握・調整を行い、8 月から派遣を開始した。

なお、平成 18 年度は大学の学期の関係で前期・後期の 2 回に分けて調整を行ったが、平成 19 年度は 8・9 月の 1 回のみ募集とした。

時 期	概 要
H19.5 月	県教育委員会から市町教育委員会への文書発送 学校から所管の教育委員会への希望書の提出
6 月	市町教育委員会から教育事務所への提出 教育事務所から県教育委員会への提出 県教育委員会から大学への希望一覧表の提出 大学における派遣についての調整 大学から県教育委員会への派遣決定一覧表の提出
7 月	県教育委員会から派遣決定についての文書発送
8 月	派遣開始

(2) 平成19年度の派遣実績(学校数、プラン数、派遣人数)

8,9月の2ヶ月間と募集期間は短くなったものの派遣数56校、78プラン、延べ248人の学生を県内の小・中学校に派遣することになった。平成18年度とほぼ数的には変わらない数字となり、学生が意欲的に取り組んだ。

校種	H18			H19		
	学校数	プラン数	派遣人数	学校数	プラン数	派遣人数
小学校	45	71	252	40	61	213
中学校	18	19	36	16	17	35
計	63	90	288	56	78	248

(3) 事業の効果と課題

教育活動に直接たずさわることができた喜びと、子どもとの関わりの中で得られた感動、先輩教員との交流等で育まれた教職への魅力で、大部分の学生が教員への意欲を高めることができた。

様々な問題を抱える学校現場は、学校応援団としての大人が一人でも欲しいのが実情である。温度差はあるものの、大部分の学校から感謝の声が届いている。その中でも、希望に燃える学生の存在は子どもたちだけでなく、教師集団にとっても学ぶものがあり、よい刺激になったという声が多かった。

県内全域の小中学校を対象にする事業である。遠距離の地域への派遣が、昨年度よりも更に改善された。県教委側から事前指導があったこと、また、旅費の一部を学校側が負担する等の配慮があったことが大きかった。

活動状況をアンケートの記述からみると、感謝の声や高い評価をしているものが多かった。しかし、中には学生のモラルや意欲を疑問視する記述もあり、大学で事前指導をさらに徹底することが必要である。

学生と学校側の打ち合わせの持ち方に差があり、それが活動の効果に影響したという声が聞かれた。事前指導を徹底する他、ボランティア学生に依頼することを事前に伝える時間をもつよう、各学校にお願いする必要がある。

10月以降は、学校と学生の直接交渉という形をとったことで、柔軟な活動ができたようである。一度顔合わせをしていることから安心して継続した活動が頼めるといった良さもあった。

派遣先が決まった後で、学生が教育ボランティアをキャンセルすることがあった。やむを得ない理由は別として、大学は、まず教育ボランティアの意義を丁寧に説明し、その上で、計画力と「大人としての責任感」が未成熟の学生がいることを常に念頭におき、指導する必要がある。

例年は、文化教育学部の科目「特別活動の研究」から学生を派遣してきたが、本年度は主題「教育の実際」からも派遣した。しかし、これは全学部の教養科目

であり、学生の「教職意識」の温度差が新たな課題となった。

3 20年度の実施計画

昨年度の反省として、派遣された文化教育学部とそれ以外の学部の学生の間で、「責任感」や「教職意識」等の温度差があることが課題として大学側から出された。そこで、本年度は、文化教育学部以外の学生に対しては、ボランティア活動を通して、教職への意欲が開発されるよう、この活動の意義理解を中心に丁寧な指導を行うこととする。

また、学生が内容等を十分理解したうえで充実した活動を行えるようにするため、学生を受け入れる派遣校に対しては、事前に学生に対する指導計画をたて、必ず学生と事前打ち合わせを行うよう、県教育委員会から派遣校に配布する文書に記載することとする。

<実施計画>

時 期	概 要
H20 . 4 . 23 (水)	県教育委員会から市町教育委員会への文書発送
H20 . 5 . 2 (金)	学校から所管の教育委員会への希望書の提出
H20 . 5 . 12 (月)	市町教育委員会から教育事務所への提出
H20 . 5 . 19 (月)	教育事務所から県教育委員会への提出
H20 . 5 . 26 (月)	県教育委員会から大学への希望一覧表の提出 大学における派遣についての調整
H20 . 6 . 13 (金)	県教育委員会による大学における講義
H20 . 6 . 25 (水)	大学から県教育委員会への派遣決定一覧表の提出
7月上旬	県教育委員会から派遣決定についての文書発送

- * 募集期間を8月と9月のみを行う。それ以降は学校側と学生で交渉して、継続するのは可とする。
- * 大学及び県教育委員会は、派遣決定者に対して事前指導を行い、教育ボランティア活動に対する留意点、心構えなどについて指導する。
- * 学校は、学生に対する指導計画をたて、学生との事前打ち合わせの時間を十分にとる。

<添付資料>

教育ボランティア資料1	H19年度教育ボランティア活動派遣状況
教育ボランティア資料2	H19教育ボランティア活動のアンケート結果
教育ボランティア資料3	教育ボランティア活動事業実施要項
教育ボランティア資料4	H20教育ボランティア活動事業実施要領

資料1-1 平成19年度教育ボランティア活動派遣者一覧

＜小学校＞

	派遣希望校名	派遣内容	派遣期間	派遣時間	派遣人数
1	佐賀市立日新小	学習補助、休み時間の遊び相手、掃除補助 全学年対象	9月3日～3月21日 都合のつく曜日	都合のつく時間	7
2	〃	図書館や教室での読み聞かせ	都合のつく曜日	都合のつく時間	6
3	〃	運動会及び運動会の練習の補助	9月13日～30日	都合のつく時間	6
4	〃	水泳指導の補助	9月3日～11日	都合のつく時間	6
5	佐賀市立赤松小	コミュニティースクールの充実発展のため 担任の教授活動の補助 児童の基本的な 学習活動の補助 学習遅延児補助 休 み時間 環境教育、英語活動など学生の得 意分野の指導	9月1日～30日	8:10～12:10	8
6	佐賀市立西与賀小	サマースクール時の学習指導	7月23日～27日 8月20日～24日	8:45～11:30	6
7	〃	教科指導の補助 算数、総合的な学習、放課 後の補充発展指導	9月3日～28日 火曜・木曜	8:40～16:30	2
8	〃	第5学年 自然教室(遠足・登山・キャンプ引率 補助) *できれば宿泊もお願いしたい *バス代は学校負担 食費各自負担	9月26日～28日(宿泊)	終日	8
9	佐賀市立嘉瀬小	サマースクールの個別指導の補助	8月1日～3日	8:30～12:00	6
10	〃	運動会指導の補助(当日及び最終 準備) 6年生の補助	9月18日～23日	8:15～17:00	5
11	佐賀市立巨勢小	「ひまわりスクール」(夏季休業中の 補充指導)の補助 国算	8月21日～29日	8:30～11:00	4
12	〃	運動会の補助 できたら男子希望	9月30日	8:30～15:30	6
13	佐賀市立兵庫小	第3・6学年授業中の学習補助(自閉及び多動 傾向児童)と給食・掃除時間の補助	8月25日～3月24日 都合のつく日	8:15～16:00 都合のつく時間	3
14	〃	第5学年 自然教室(遠足・登山・キャンプ引率 補助)	9月26日～28日 (宿泊)	8:00～17:00	3
15	佐賀市立高木瀬小	体育大会補助 *旅費実費支給 お昼は学 校で準備 雨天時は翌日	9月30日	8:00～16:00	6
16	〃	サマースクールでの学習指導	7月23日～27日	9:00～11:00	1
17	〃	金管・弦楽演奏指導 夏季練習補助	7月23日～8月31日	9:00～11:00	2
18	佐賀市立本庄小	サマースクールでの学習指導(6年生)	8月1日～7日	9:00～11:30	6
19	〃	木管や金管の楽器及びダンス指導 楽器 の使い方、楽譜の読み方、ダンスの練習	8月1日～31日、9月1日～ 11月28日(火・木)	8月 9:00～12:00 9月～11月18:00～ 20:00	4
20	〃	1年生への個別支援 一人でも2人で5日間でも可	9月3日～3月24日 都合のつく日	8:15～15:30	5
21	〃	授業補助(午前中) 国・算	9月3日～3月24日 都合のつく日	8:40～12:20	4
22	〃	放課後の学習サポート できたら女性	9月6日～3月14日	15:30～17:00	6
23	佐賀市立久保泉小	体育大会補助	9月18日～23日	8:15～16:00	1
24	〃	昼休みの遊び相手 特別支援3年、1年(給食、 掃除補助も)	9月4日～28日 都合のつく期間と曜日	12:25～14:05	2
25	佐賀市立新栄小	発達障害児等への指導補助	9月10日～2月29日	9:00～11:00	4
26	佐賀市立若楠小	3年高機能自閉症と思われる児童の介助	9月3日～28日 都合のつく曜日	9:00～12:00のうち 都合のつく時間	2
27	〃	特別支援学級の児童の補助 1,2,5,6年 体 験活動、学習補助	9月3日～28日 都合のつく曜日	9:00～15:00のうち 都合のつく時間	6
28	〃	サマースクール時の学習指導(5,6年)補助	8月20日～24日	9:00～11:00	4
29	〃	遠足引率補助	9月21日	8:00～15:00	5
30	佐賀市立開成小	学習補助、休み時間の遊び相手、掃除補助 全学年対象	9月4日～3月17日 都合のつく日	8:15～15:00 都合のつく時間	6
31	〃	運動会指導の補助(総練習及び当日)	9月25日、30日	8:30～11:30 8:30～15:30	5
32	佐賀市立北山東部小	やまばと山村留学 短期留学の補助活動	8月17日～19日	9:00～17:00	2
33	川副町立中川副小	PTA主催「中川副子どもクラブ」の補助	8月6日～10日	9:00～12:00	1
34	川副町立南川副小	保健室登校児童補助 *給食学校負担	8月27日～3月13日毎週金	9:00～16:00	1
35	川副町立西川副小	運動会の練習や運動会当日(9月23日)の補助	9月10日～23日	8:15～16:00	3
36	久保町立思音小	夏季休業中におけるサマースクールの学習補 助	8月1日～3日 8月27日～31日	9:00～11:00	2
37	〃	生活科校外学習指導補助(2年) *旅費実費支給 給食費学校負担	9月25日～28日の1～3日間	9:00～12:00	5

	派遣希望校名	派遣内容	派遣期間	派遣時間	派遣人数
38	多久市立北部小	波戸岬自然教室補助(5年) 班活動、ウォークラリー、カッター体験など 27日は打ち合わせ(9:00~12:00)	8月27日~30日(宿泊)	8:00~16:00	6
39	小城市立桜岡小	給食活動の補助、昼休み時間の補助、放課後の個別学習補助 *給食費本人負担	7月4日~3月19日 毎週水曜日	12:20~16:20	4
40	鳥栖市立基里小	1,2,3年の学習の補助と給食・昼休み・掃除の補助	9月4日~28日 曜日・時間は学生の都合に合わせて	10:00~14:00	3
41	鳥栖市立若葉小	運動会に向けての表現指導の補助	9月13日~30日	9:00~12:00	1
42	神埼市立西郷小	夏季休業中のチャレンジ教室(1学期学習の補充)の補助	8月1日、21日、29日~31日	8:30~11:00	3
43	神埼市立千代田東部小	授業時間~業間休みの補助	9月1~28日毎週火・金	9:30~11:30	1
44	"	校外学習(宿泊訓練)への同行(登山、飯ごう炊飯活動、キャンプファイヤー、自主的な野外活動等) *夜須高原少年自然の家	8月1日~8月2日(宿泊)* 可能であれば7月31日から	8:00~17:00	4
45	"	運動会の補助 *事前打合せと準備のため9月14日 14:00に学校に来てほしい	9月16日	8:00~16:00	4
46	神埼市立脊振小	馬渡島研修体験(6年)補助	8月7日~8日(宿泊)	8:00~18:00	2
47	吉野ヶ里町立三田川小	学習、給食、昼休み、掃除の補助	9月11日~3月18日毎週火	10:30~14:00	1
48	唐津市立籾木小	給食、昼休みの遊び相手、掃除の補助	9月3日~3月7日毎週火	12:00~14:00	1
49	唐津市立打上小	低学力児指導補助 水泳指導補助	8月27日~31日	9:00~12:00	1
50	武雄市朝日小	学習、給食、昼休み、掃除補助	8月1日~9月30日	9:00~16:00	1
51	大町町立大町小	運動会練習及び運動会当日の補助	9月5日~16日	9:00~15:00	1
52	白石町立福富小	自然教室補助(5年) 磯遊び、ストーンアート、キャンプファイヤー、カッター体験など * 旅費、宿泊費学校負担	8月16日~17日(宿泊)	16日8:00~ 17日17:00	4
53	伊万里東山代小	5年生宿泊自然教室(黒髪少年自然の家)の補助(登山、野外炊飯、キャンプファイヤー等)寝食を共にしての活動支援	8月9日~10日(宿泊)	9日9:00~ 10日~13:00	4
54	有田町立有田小	宿泊自然教室(黒髪少年自然の家)の補助(登山、野外炊飯、テント宿泊、キャンプファイヤー等)寝食を共にしての活動支援 特別支援	8月8日~10日(宿泊)	8日8:00~ 10日~16:00	4
55	鹿島市立鹿島小	1.配慮が必要な児童への対応 2.生活科や総合的な学習の個別指導 3.運動会等の補助	9月3日~28日	8:15~16:30	1
56	鹿島市立北鹿島小	第5学年黒髪山宿泊体験学習の補助	8月2日~3日(宿泊)	8:00~13:00	2
57	鹿島市立明倫小	第5学年黒髪山宿泊体験学習の補助 *宿泊費、食費、貸し切りバス代は学校で負担	8月7日~8日 (宿泊)	8月7日9:00~ 8月8日~17:00	1
58	太良町立多良小	第5学年中山キャンプ場宿泊体験学習の補助 8日は準備9,10日宿泊体験	8月8日(準備) 8月9~10日(宿泊)	8:00~17:00	1
59	嬉野市立嬉野小	1.水慣れ教室指導補助 2.補充学習指導 既習学習の復習	8月6日~8日	9:00~12:00	4
60	嬉野市立轟小	1.運動会練習の補助 2.給食補助 3.昼休みの遊び相手	9月10日~21日	9:00~16:00	2
61	嬉野市立大草野小	サマースクール補助	8月27日~29日	9:00~10:30	2

平成19年度教育ボランティア活動派遣者一覧

<中学校>

	派遣希望校名	派遣内容	派遣期間	派遣時間	派遣人数
1	佐賀市立成章中	特別支援教育必要生徒の個別指導の補助	9月19日～1月31日毎週木	9:00～17:00	1
2	佐賀市立城北中	3年学習補助	8月7日～10日、16、17日 9月18日～2月29日 都合がつく日	8月9:00～12:00 9月16:00～17:00	3
3	"	特別な支援が必要な生徒への教師サポート	8月6日～3月14日 都合がつく日	都合のつく時間	2
4	多久市立東部中	放課後学習会の補助	9月5日～2月27日	15:00～17:00	3
5	小城市立芦刈中	放課後自主学習援助(3年)	9月12日～2月27日	15:00～17:00	2
6	鳥栖市立田代中	体育大会練習及び当日補助	9月3日～9日	13:30～17:00	1
7	鳥栖市立鳥栖西中	サマースクールの補助(3年)	8月1日～8日の間で 3日以上	9:00～11:50	3
8	神崎市立千代田中	夏季学習会の補助	8月1日～31日	14:00～16:00	1
9	みやき町立三根中	夏季休業中の学習補助や進路相談	8月2～29日の内の6日間	8:10～11:30	1
10	唐津市立鏡中	数学・英語の補修補助・丸付けや支援 1,2年～低学力の生徒中心、基礎基本 3年～テスト勉強	8月8日～10日	9:00～11:00	6
11	唐津市立巖木中	体育大会補助 TT,少人数授業等の補助	9月3日～28日毎週火	9:00～15:00	1
12	武雄市武雄中	夏季休業中の学習補助、進路相談アドバイス	8月21日～23日 9月11日～21日	8月 8:30～12:00 9月 15:00～17:00	1
13	大町町大町中	夏季休業中の学習補助	8月20日～24日	8:30～11:00	1
14	白石町立福富中	授業補助(TT) *旅費支給はできないが若干謝礼 給食費本人負担	9月3日～28日	8:35～15:35	4
15	伊万里市立東陵中	補充学習会の指導補助	8月20日～30日	9:00～12:00	1
16	伊万里市立吉田中	夏季学習会の指導補助(3年)	8月20日～24日	9:00～12:10	2
17	神崎市立神崎中	保健室、相談室登校生徒への学習支援補助	9月4日～3月14日 都合がつく日	9:00～12:00	2

平成19年度「教育ボランティア活動」アンケートまとめ

1 実施時期 平成19年8月1日～平成20年3月31日

2 平成19年度派遣校数・派遣件数・派遣人員数

	小学校		中学校		合計	
	派遣決定	派遣希望	派遣決定	派遣希望	派遣決定	派遣希望
学校数	40	64	16	33	56	97
派遣件数	61	111	17	41	78	152
派遣人数	213	462	35	163	248	625

3 活動内容例

算数科や総合的な学習の時間における指導の補助
運動会の練習の補助
サマースクールの個別指導の補助
宿泊自然教室の補助
金管バンドクラブの指導補助
保健室・相談室登校生徒への学習援助 など

4 学生の活動についての意見・評価

受け入れ校の感想

- ・文化教育学部だけでなく、理工学部や経済学部の学生さんに来校してもらって学校として大変助かった。
- ・専門的な知識や技能を有した学生達であり、指導も的確である。
- ・子ども達の様子をきちんと報告、連絡、相談してくれたので、指導に生かしていくことができた。
- ・全員が教師を志しており、専門的な授業も受けている方ばかりだったので、児童に対する指導や接し方も優しく、的確で安心して指導をしてもらうことができた。
- ・宿泊学習だけでなく事前の下見にも積極的に参加してくれた。キャンプファイヤーの準備や後始末等、担任だけでは手がまわらないところにもすばやく動いてくれてとても助かった。
- ・学校においては、個に応じたきめ細やかな指導の充実ができ、また学生サイドにおいては、現場での実践経験ができ有効だと考える。ぜひ継続してほしい。
- ・運動会では、各学年の活動に積極的に入ってもらった。熱中症対策や準備や当日の係の仕事を手伝ってもらいスムーズな運営ができた。
- ・児童にとっても職員にとっても大変有益である。学習環境としての人的環境を整えることができる。
- ・児童との交流はもちろん、児童の細かな観察など、非常によく関わってくれた。配慮を要する子を中心に支援をしていただき、児童の様子や気持ちをよく把握し、適切なタイミングで支援してもらった。
- ・いつも明るい笑顔を絶やさずに、熱心に指導の補助をしてもらった。また、児童は学生の人柄に惹かれ、親しみやすさを感じていた。休み時間に児童に話しかけたりいっしょに遊んだりして、児童は学生の来校を楽しみにしていた。

- ・1日目から学校全体の雰囲気や子どもの様子を把握するために校内を参観するなど、積極的に活動に取り組んでいた。自分から声をかけてたくさんの交流の機会を設けるよう努力を重ねていた。
- ・日誌にも生徒の活動状況や様子などを記録してもらい、不登校対応に役立った。
- ・年齢的にも児童に近く、気軽に話せるよき相談相手といった存在であった。
- ・現場の雰囲気を理解して子どもに対する心構えをもってもらい、インターンシップの役割を果たすことができた。
- ・出勤や退勤の挨拶、児童や教職員にかかわる姿勢、言葉遣い等適切だった。
- ・教師をめざす熱い思いが伝わってきた。

問題点

- ・当初の計画より参加が遅れた。また、約束の日にも来校できなかった。来校する前に連絡を入れるなど社会人としての意識をもってほしい。
- ・社会人としてのマナー（挨拶、言葉遣い）指導者としての身だしなみ等、これから必要なことを身につけてほしい。
- ・読み聞かせのボランティアに来てもらうのはありがたかった。読み聞かせの経験もしくは練習をしてきてほしい。
- ・学校として学生ボランティアにいつ、何をどのようにお願いするのか事前の打ち合わせにもう少し時間を割いた方がいいと感じた。

要望

- ・児童と直接接する活動が主ですので、教育学部の学生さんがよかったかもしれない。
- ・学生達にとっても学習の一環であることを事前に強く意識づけておいてほしい。
- ・学校にとってはスタッフが増えることで安全面や児童の意欲の面でメリットがあり、また、大学にとっても教育実習の場が増え、児童との関わり方、先生方の指導方法等を直に体験できるメリットあることから、双方にメリットがあるので、ぜひ、今後もこの活動を続けてほしい。
- ・5月から始めていただくと大変助かる。
- ・教育ボランティア活動の評価を教員採用の評価に少しでも加味してもらえたらいいのだが。

課題

- ・昨年は無断欠席が多く、途中からこられなくなった方もいた。代理の方を立てるなど責任をもってほしい。
- ・1年生は免許を持っていないので、交通の便等考えると2年生以上が望ましい。
- ・事前打ち合わせを含めて交通費や宿泊費等については、学生の負担にはできないと感じる。
- ・指導計画の全体の見通しや指導目標、指導方法等についても、学生が理解したうえで活動を行っていくことが大切だと思う。そのためには学生と学校側とのスケジュールを調整して事前の打ち合わせをすることが必要となる。

教育ボランティア活動事業実施要項

佐賀大学文化教育学部

佐賀県教育委員会

1 事業の目的

児童生徒へのきめ細かな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るとともに、教員志望の学生に将来の教員としての資質・能力の向上につなげる等の観点から、教員志望者を「教育ボランティア」として活用し、本県の学校教育の活性化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力に関する協定により、教育ボランティア活動を実施する。

本事業の概要は次のとおりである。

- (1) 県内公立小・中学校（以下、「学校」という。）において、佐賀大学文化教育学部（以下、「大学」という。）から派遣される学生を「教育ボランティア」として受け入れ、授業の補助、放課後の学習相談、部活動等の補助、学校行事の補助、休み時間の遊びや本の読み聞かせなど、さまざまな教育活動の支援を受ける。
また、将来の教員としての資質・能力の向上のため、教職員は学生に適切な指導を行う。
- (2) 大学の教員志望の学生に、教育現場におけるさまざまな教育活動を通して児童生徒の理解を深めさせ、児童生徒のコミュニケーションの取り方等についての基本的事項を身につけさせ、教職への意欲を高める。
- (3) 本事業の推進にあたっては、県教育委員会と大学は協力し、継続的な発展に努める。

3 実施方法

- (1) 本事業の実施主体は、佐賀大学文化教育学部とする。
- (2) 本事業は、県内公立小・中学校の希望する学校において実施する。
- (3) 活動内容は教育活動とし、授業の補助、放課後の学習相談、部活動等の補助、学校行事の補助、その他学校で必要とする内容とする。
- (4) 実施については、原則として課業日及び長期休業中とする。
- (5) 「教育ボランティア」は、大学で事前及び事後の指導を受ける。

4 実施上の留意事項

(1) 「教育ボランティア」の責務

大学及び学校は、「教育ボランティア」に対して、次に掲げる事項の遵守について指導する。

「教育ボランティア」は、活動にあたっては、学校の指示に従わなければならない。

「教育ボランティア」は、活動期間中に学校において知り得た秘密を漏らしてはならない。活動期間終了後も同様とする。

「教育ボランティア」は、学校の教育活動に関わる自覚と責任をもってその活動にあたらなければならない。

「教育ボランティア」は、活動期間中に大学の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

(2) 事故等が発生した場合

「教育ボランティア」が(1)に掲げる事項に違反したことにより、学校に損害が生じたときは、大学及び「教育ボランティア」は、誠意を持ってその処理解決にあたる。

において、「教育ボランティア」に対する学校の指示に過失が認められる場合は、学校はその過失割合に応じた処理解決を行う。

(3) 学校の役割

学校は、児童生徒及び「教育ボランティア」の安全確保の点から、「教育ボランティア」が行う活動について適切に指導及び助言を行う。

学校は、「教育ボランティア」の活動の状況や成果等について、大学から報告等を求められた場合は、それに応じる。

(4) その他

「教育ボランティア」は、賠償責任保険に加入していなければならない。

5 実施要領

大学及び県教育委員会は、教育ボランティア活動の実施にあたり、必要な事項について実施要領を定める。

平成20年度教育ボランティア活動事業実施要領

1 趣旨

この実施要領は、教育ボランティア活動事業実施要項第5項に基づき、平成20年度教育ボランティア活動事業の実施にあたり必要な事項について定める。

2 実施方法

(1) 実施期間：平成20年8月1日～平成21年3月31日

今年度は、県教委が取りまとめを行うのは、8月～9月分についてのみとする。それ以降は、学校側は派遣された学生と直接交渉して継続して行うことも可能である。

(2) 派遣・受入までの手続き

派遣を希望する県内公立小・中学校(以下、「学校」という。)は「平成20年度教育ボランティア希望プラン」(様式2)及び「学校紹介用紙」(様式3)を作成し、所管の教育委員会に提出する。

県教育委員会は、市町教育委員会を經由して教育事務所から提出された様式2及び様式3を取りまとめ、必要な調整を行い、佐賀大学文化教育学部(以下、「大学」という。)に提出する。

大学は、提出された様式2及び様式3を検討し、学生の希望・技能等も考慮したうえで派遣計画を決定し、県教育委員会に提出する。

県教育委員会は、派遣計画を市町教育委員会を經由して受入校に7月上旬に通知する。条件に合致せず、派遣を見送る場合もその旨通知する。

(3) 書類の提出期限

学校から所管の教育委員会への提出	平成20年5月 2日(金)
教育事務所への提出	平成20年5月12日(月)
県教育委員会への提出	平成20年5月19日(月)

3 実施上の留意事項

(1) 提出書類については以下の要領で作成する。

学校は、様式2を作成する際は、「希望プランの例示」(別紙資料)を参考にして作成する。その際、学校事務等の補助ではなく、児童生徒とのふれあいを重視した教育活動の補助として活用する。

様式 2 は、基本的に 1 つの活動内容あるいは一定の期間・時間帯の複数の活動内容に対して 1 枚の様式を使用し、必要に応じた枚数を作成し、番号をつける。

各種様式の電子媒体については、「教職員向け連絡用掲示板“羅針盤さが”」の連絡事項からダウンロードできる。

(2) 活動内容や派遣先の実情に応じて、各学校や市町教委等が「教育ボランティア」の交通費等の一部又は全部を負担することも可能である。

また、旅費等を負担する場合は、別添様式 2 の備考欄に、その旨記載する。

(3) 教育ボランティアの活動は、学生が小中学校の教育活動に参加し、児童生徒と直接ふれあうということから、受け入れ校は保護者に学校便り等で学生の人数、対象学年や参加する活動などについて事前に知らせることが望ましい。